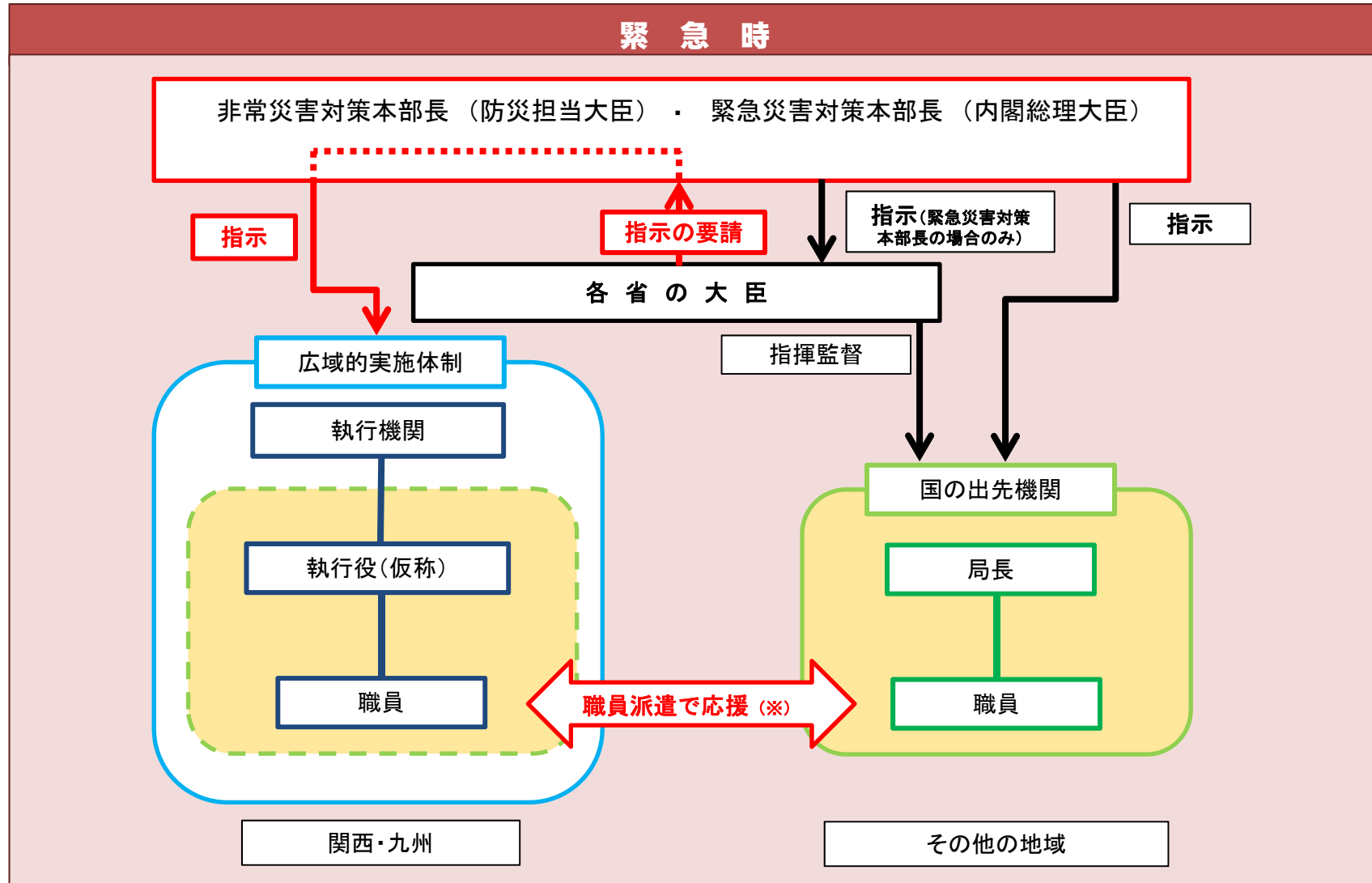


大規模災害時等の緊急時のオペレーション（案）（イメージ）

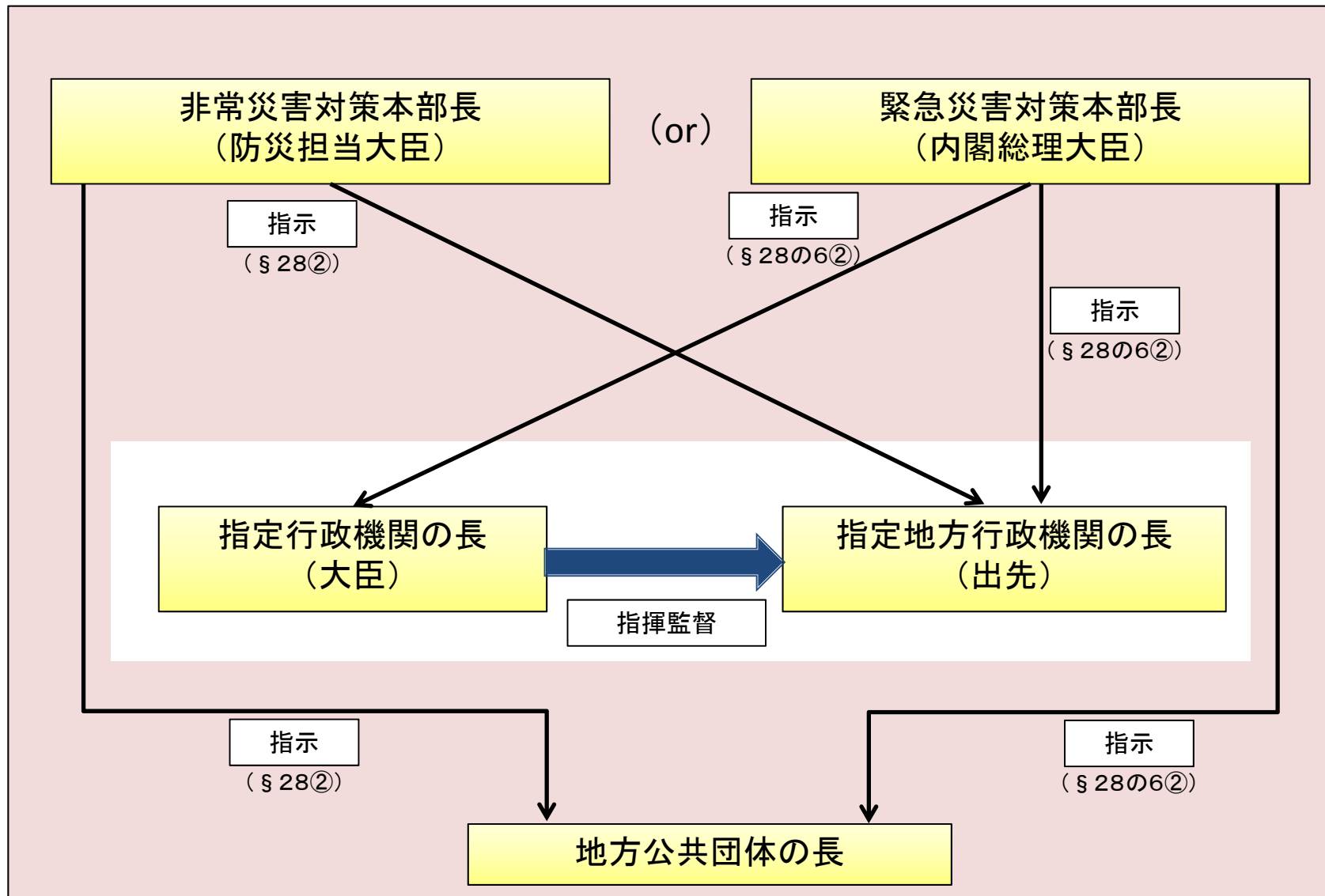
内閣府地域主権戦略室



※緊急災害対策本部長等からの指示に基づき、広域的实施体制から他地域の国の出先機関へ職員派遣することを想定。

（（注）上記の他、各省の大臣には、個別法に基づく指示権有り。）

【参考1】 現行の災害対策基本法に基づく緊急時のオペレーション(イメージ)



【参考2】国から地方公共団体に対する指示の具体例

◆ 原子力災害対策特別措置法に基づく警戒区域等の設定に係る指示

＜原子力災害対策特別措置法(抄)＞

§ 20③ 前項の規定によるもののほか、原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域における緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

* 福島第一原子力発電所事故に関し、原子力災害対策特別措置法第20条第3項に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から関係市町村長に対し、原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定等に基づく警戒区域の設定、当該区域への立入禁止・退去命令に係る指示が行われ、同指示のとおり措置が講じられた。

◆ 消防組織法に基づく緊急消防援助隊の出動に係る指示

＜消防組織法(抄)＞

§ 44⑤ 消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害又は毒性物質の発散その他の政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、第四十五条第一項に規定する緊急消防援助隊(以下この条から第四十四条の三までにおいて「緊急消防援助隊」という。)の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

* 東日本大震災において、消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官指示により緊急消防援助隊の出動が行われた。